

写

和労基発1119第2号
平成27年11月19日

関係団体の長 殿

和歌山労働局労働基準部長

荷役作業における労働災害防止の徹底について

日頃から、労働基準行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別添「死亡災害発生状況」のとおり、本年10月に和歌山局管内の運送事業者が荷主先事業場においてフォークリフトのパレットから墜落して死亡する災害が発生しています。フォークリフトのパレット上での作業は、本来、フォークリフトの用途外使用にあたるものであり、荷主先事業場においても、適切な作業環境管理が強く望まれるところです。

また、平成27年9月末まで（速報）の和歌山県下における陸上貨物運送事業の労働災害をみると、荷役作業中の災害（51件）が陸上貨物運送事業の労働災害全体（78件）の約65%を占めています。そのほとんどの災害において自動車運転者が被災しています。さらに、荷役作業中での災害（51件）のうち、約4分の3は荷主先で発生（39件）し、約4割は墜落・転落災害（22件）となっています。

労働災害防止の重要な課題として、平成27年度において和歌山労働局では「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策」について重点的に取り組んでいるところであります。

つきまして、貴団体におかれましては、同封のリーフレットを参考にいただき、陸上貨物運送事業の荷役時の災害防止のため、荷主等としての取組事項等を会員事業場等に対して、周知していただきますようお願い申し上げます。

平成27年 死亡災害発生状況 (平成27年10月速報)

和歌山労働局

死亡累計	署	災害発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災害発生状況
1	御坊	2月	畜産・水産業	激突され	その他の用具	60歳代	作業員	1年以上 5年未満	しらす漁作業中、船内揚網機で海中から網を引き揚げているところ、船尾縁に差し込んでいた金属棒が変形してその間を通っていたワイヤーが反発し、揚網機付近で操舵をしていた被災者を直撃したものの。
2	和歌山	3月	運輸交通業	交通事故 (道路)	トラック	30歳代	運転者	1年以上 5年未満	国道をトラックで走行中、事故車を避けようとしてハンドルを切ったところ、前方を走っていたダンプトラックに追突し、助手席に乗っていた被災者が死亡したものの。
3	和歌山	3月	製造業	はさまれ、 巻き込まれ	その他の 一般動力機 械	40歳代	管理職	20年以上 25年未満	クリーニング工場において、機械の修理中に大きな音がしたため確認に行くと、脱水機の近くに被災者が倒れていたものの。
4	和歌山	4月	運輸交通業	交通事故 (道路)	乗用車	50歳代	運転者	1年以上 5年未満	国道をトラックで走行中、反対車線から中央分離帯を乗り越えて侵入してきた乗用車に激突されたものの。
5	橋本	6月	建設業	墜落、 転落	足場	30歳代	作業員	1年以上 5年未満	建築現場において、足場の清掃作業を行っていたところ、高さ約20メートルの足場上から墜落したものの。
6	和歌山	6月	運輸交通業	交通事故 (道路)	乗用車	70歳代	運転者	25年以上 30年未満	国道をタクシーで走行中、交差点付近の中央分離帯に激突したものの。
7	御坊	8月	畜産・水産業	交通事故 (その他)	その他の乗 り物	30歳代	作業員	15年以上 20年未満	海上で、底引き網漁を行っていた漁船(13.47トン)と貨物船が衝突して漁船が転覆し、乗組員が死亡したものの。

8	和歌山	10月	運輸交通業	墜落、 転落	フォークリフ ト	60歳代	運転者	10年以上 15年未満	荷先事業場において、積み荷をトラックに積載し終え、荷台上部の隙間に緩衝剤を入れるため、フォークリフトのパレットを足場(高さ約2.4メートル)にしていたところ、パレット上から墜落したものを。
9	田辺	10月	商業	交通事故 (道路)	トラック	60歳代	作業員	35年以上 40年未満	自社倉庫前の県道において、発注していた荷物を運搬してきた運送会社の大型トラックがバックにて倉庫に入ろうとしていたが、大型トラックに2トントラックが近づいてきたのに被災者が気づき、「止まれ」の合図をしようとして車道に出たところ、2トントラックに轢かれたもの。

荷主等（荷主、配送先、元請け事業者等）の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業については、過去20年間、減少傾向が見られません。

特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

そこで厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

陸運事業者だけで、荷役作業の安全対策を講じることは困難ですので、荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）の皆様も、陸運事業者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただくようお願いします。

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者は、このガイドラインを指針として、労災防止対策の積極的な推進に努めることが求められます。

また、荷主・配送先・元請事業者の皆様も、このガイドラインを指針とし、陸運事業労働者の労災防止に必要な事項の実施に協力する必要があります。

